

令和4年度事業報告

事業の概要

1. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 日本バス協会制定の「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」及び「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」に沿った対策を通知した。コロナ禍の沈静化により令和5年3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とするものの政府方針を通知した。

更には、5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の分類が季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられたこと、両ガイドラインの廃止についても速やかに通知した。

- (2) コロナ禍の状況において従業員の雇用や事業運営が厳しくなっている事業者へ「雇用調整助成金特例措置」等の活用の紹介等々、可能な助成金・補助金制度を事業者へ展開した。
- (3) 日本バス協会の動きに歩調を合わせての行動を主体としながら、国の補正予算の具体的運用を決定する福岡県の補正予算策定の節目で県知事等へ要望書を提出した。また、日本バス協会全体で要望する乗合バス施設の固定資産税減税要望決議等の決起大会への地元選出国会議員の出席を要請した。

九州バス協会全体で、厳しい状況であるバス運転者不足の状況から外国人の雇用についても要望書提出を行った。

「新型コロナウイルス感染症の影響及び原油価格・物価高騰に対する支援のお願い」

(県知事・与党福岡県連議員あて：R4. 9. 2)

「固定資産税要望」

(与党福岡県選出国会議員地元事務所あて：R4. 9. 14 他)

「外国人運転者の受け入れに関する要望書」

(九州運輸局長他あて：R5. 3. 22)

- (4) 国の令和3年度補正予算、令和4年度予算決定時において大きな影響力を持つ与党のバス議員連盟に参加している福岡県選出国会議員の地元事務所を訪問し、バス業界の厳しい実情を説明するとともに、バスと鉄道議連との合同勉強会への出席を要請した。

与党本部鉄道議員連盟・バス議員連盟合同勉強会への出席依頼行動

(7事務所：R4. 4. 18～19)

日本バス協会「バス危機突破決起大会」への出席依頼行動 (R4. 9. 14 他)

2. 旅客自動車運送事業の調査、研究、統計及び知識の普及に関する事業について

- (1) 国土交通省・日本バス協会からの毎月定例の燃料価格調査、コロナ禍によるバス事業への影響、輸送の安全確保・バスジャック対応バス設備及び環境にやさしいバスの導入状況、バリアフリー車両・障害者対応車両の導入・予定、敬老乗車および営業政策特殊乗車券導入状況、運転者不足の状況及び外国人運転者雇用の意向調査等々の調査・アンケートへ協力した。
- (2) 薬物や睡眠時無呼吸症候群等いわゆる生活習慣病対策など運転者の健康管理等について会員へ指導・啓発を行なうとともに、国土交通省の健康起因事故防止のためのアンケート調査への協力を促した。
- (3) 九州バス協会に参画し、外国人運転手の雇用可能制度の推進に要請書を提出した。

厚生労働省の非正規で働いていた「就職氷河期世代」に大型二種免許の取得を手伝い、取

得後バス事業者に紹介するという事業も活用するよう会員に紹介した。

- (4) 働き方改革に関連し改正された労働基準法の自動車運転業務については、時間外労働が令和6年4月から960時間以内に規制されることに対応するため、現体制では厳しいものがあるものの、公共交通機関としての使命を全うできるよう、バス路線の維持、タイヤの確保にも配慮しながら各バス事業者で取り組むよう要請した。

貸切バスについても旅行業業界に対し、旅行行程に大きな影響があることを含め改正労働基準法・改善基準告示の見直し情報を認知してもらうため要請を行った。

その他、職場環境良好度認証制度(働きやすい職場認証制度)の登録について県バス協会でも推進啓蒙を行った。

- (5) バス技術に関する研究及び情報の普及を図る

九州バス協会主催の技術委員会は、実開催がしばらくぶりに長崎市において開催され、資料の作成に協力し、技術の向上、安全や環境等の車両性能の向上、整備士の確保や資質の向上等に努めるため、各種技術情報の共有化を行った。

3. バス輸送の安全及び環境の保全に関する事業について

- (1) 九州運輸局主催の九州地域事業用自動車安全対策会議で「事業用自動車総合安全プラン2025」が九州独自の目標値として決定されているが、その実現のため自動車事故対策機構等の講習や安全マネジメント指導講習も活用し安全運行への取組みを推進した。

- (2) 飲酒運転防止については日本バス協会の「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき会員事業者に注意喚起するとともに、各種の飲酒運転防止対策を強力に推進するために発出された通達の周知を図った。福岡県では、重要推進事項としていることも含め当協会でも積極的な参加を実施した。

- (3) バスの車両火災事故については、長期の使用車齢車両に限らず、日常の車両の点検や整備に努めるよう会員に徹底した。

また、大型車の車輪脱落事故防止対策も大事故防止となるものであることから十分な点検について注意をはらうよう要請した。

- (4) 安全のためのシートベルトの着用義務や十分な注意を払ったとしても起こってしまう車内事故については、会員へ更なる注意を喚起し対策の強化を求めた。また、4年度も令和5年1月24日九州運輸局とともに福岡県教育委員会等へシートベルトの有効性を説明するとともに着用の協力要請を行った。この要請では、セーフティ優良バス事業者の優先活用についても申し入れた。

- (5) バスジャック、テロ事件等に対する危機管理対策に万全が期せれるよう、バスジャックに関する「統一マニュアル」及びテロ対策通達による対応の周知に努めた。

- (6) 春・夏・秋の交通安全運動や年末事故防止運動、年末・年始の輸送の安全総点検等各種交通安全運動に積極的に参加した。令和4年度の総会において、3年度実施した第39回無事故運動で優秀であった事業所の表彰を実施した。なお本日総会后、令和4年度実施した年末・年始第40回無事故運動の優秀であった事業所表彰を行う予定としている。

- (7) 異常気象時におけるバス輸送の安全確保の徹底を周知するとともに、何時起こるかわからない地震や津波等発生時の対応策として日本バス協会がまとめた「大規模災害基本対応マニュアル」を有効活用するよう指導に努めた。

- (8) 新型コロナウイルス禍への適切な対処・対応に努めるよう、政府方針、福岡県の方針等の通達の速やかな伝達に努めるとともに、福岡県知事等に対策に関する支援要望書も提出

した。

福岡県バス協会は、福岡県と災害時緊急輸送協定及び口蹄疫等防疫支援協定を結んでおり、口蹄疫協力については3度の非常時要請に対し会員事業者の支援が行われた。災害協定に伴う依頼はなかったものの公共の足の確保の義務があることから、県民に支障が出ない範囲での便数調整をしながらも運行の継続に努めている。

- (9) 環境対策の推進も重要なテーマの一つであり、低公害車等の導入に対する国の補助制度、日本バス協会の運輸事業振興助成交付金による人と環境にやさしいバス導入補助制度をはじめ各種の助成制度の周知に努め、補助制度の活用による環境対応車導入を促した。

「環境対策を強化する月間」の中でエコドライブの推進運動に取り組み、「バス事業のためのグリーン経営認証制度」の周知及び普及にも努めた。

地球温暖化防止対策として、マイカー通勤の公共交通機関等への利用転換（エコ通勤）を主眼とした「公共交通利用促進等マネジメント協議会」への参加や地方公共団体のノーマイカーデー等などの施策への協力を推進した。

4. バス輸送改善の推進に関する事業について

- (1) 生活交通・地域公共交通網の維持・再編について

地方部におけるバス事業の経営は依然として厳しくバス事業者の経営努力だけでは路線の維持が困難となっていることから、地域公共交通活性化再生法等に基づきバス事業者・国・地方公共団体の連携した取り組みが継続して進められてきた。新たな枠組みの創設など多様化した内容を含む改正地域公共交通活性化再生法に沿って、地域の自治体や住民の方々とはしっかり連携して、バス路線のネットワークを維持する為開催される地域公共交通協議会(会議)に積極的に参画し、地域公共交通ネットワークの維持・確保に努めた。

- (2) 交通バリアフリー対策の推進について

国の補助制度、運輸事業振興助成交付金制度の活用を図りながら交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と標準仕様のノンステップバスの普及促進に努めた。

- (3) 高速バスの振興等について

高速バスの予約システムの改善やSUNQパスのターゲットの見直しも含めた販路拡大に協力するとともに、自主的に講ずる安全確保装置及び輸送サービスの状況について、お客様へ情報提供に努めるよう会員に働きかけた。また、「九州バスロケーションシステム」(愛称:Qバスサーチ)や高速バス乗り継ぎ、パークアンドバスライドなど利用者の利便が大きく増進していることもPRして高速バスの一層の普及を図った。

令和4年度政府補正予算の中で、高速道路料金割引の臨時措置(大口・多頻度割引の最大割引率を40%から50%に拡充する措置)が令和6年3月末日まで延長となった。

- (4) 貸切バスの振興等について

1. 軽井沢スキーバス事故は貸切バス業界全体に大きな影響を与えたものであった。事故後取りまとめられた安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策項目に基づく輸送の安全のための諸施策を風化させないよう再度徹底し確実に実施すべく全会員に要請し積極的に推進した。
2. 「時間・キロ併用制運賃」という貸切バスの運賃制度(平成26年度開始)の定着を図るとともに書面取引の徹底など適切に対応するよう会員に働きかけた。

3. 令和4年度の「貸切バス事業者の安全性評価・認定制度」の評価・認定を申請している事業者への現地調査等に協力した。なお、令和5年度の評価・認定申請予定者に対する日本バス協会の申請に関する説明は昨年度に続き日本バス協会のホームページでの公表となった。
4. バリアフリー法の改正で貸切バスも法律の対象になっている。内容はリフト付きバスを導入するには、構造基準に沿ったバスの購入を義務付、適用するというものです。しかし、同時に一定規模以上の公共交通事業者は、ハード・ソフト両面からのバリアフリー推進計画を策定することが義務付けられており導入を後押しするものである。

5. バス事業に関する広報事業について

1. 9月20日の「バスの日」ポスターとして日本バス協会が作成した「明るい未来へ向かって、走り続けます。」のキャッチフレーズで、(今も未来もバスは変わらず続けること)ポスターを各事業所の乗合バス車内に掲示して広報活動に努めた。
2. 「バスの日」の行事实施について
 - 各事業所においても、様々な取組みで、地域密着で信頼あるバスのPRに努めた。(営業所見学・バス乗り方教室体験学習、パネル展示、バスグッズ販売、等)
 - 地域公共交通会議等に於いて、バス事業の置かれている現状を踏まえ、一般路線バスの利用促進を福岡県と共同で地域住民に訴え、バス事業の必要性を求めました。又、利用者の増加と路線の維持が地域の足を守ることにつながることをPRした。
 - 市町村および会員事業者を通じてPRノベルティグッズを作成し、地域住民等へ各種行事に利用して頂き、バス利用の推進を行った。

オリジナル定規ふせん 28,060個

6. 運輸事業振興助成交付金事業を活用してバス事業の振興を図ることについて

1. 交付金の使用に係る各種調査、日本バス協会への報告等中央事業の円滑な実施に協力するとともに、会員事業者のバス車両やバス停等各種輸送施設の安全運行の確保と高質な向上を図った。
2. 個別の事業者が行なう交付金事業について、安全運行対策事業、施設設備事業、輸送サービス改善事業は、有効かつ適切な使用となるよう福岡県商工政策課に相談等をおこない、各事業所へ注意喚起を実施した。
3. 交付金による有効かつ公共交通輸送機関としての安全運行対策事業(車内ステッカー)、輸送サービス改善事業(バス利用促進等の記念品)の適切な共同事業を行った。

7. その他本会の目的を達成するために必要な事業について

(1) 各種講習会の実施について

整備管理者定期研修会

整備管理者の知識の向上および安全輸送を図るため、福岡運輸支局が開催した研修講習会に職員を派遣して協力を図った。

表 1 令和4年度整備管理者研修会

地区	開催日	開催会場	受講者数
北九州	令和4年10月4日	北九州芸術劇場	49名
久留米	令和4年11月9日	石橋文化センター	36名

運行管理者試験対策講座（旅客）

運行管理者の運行管理者国家試験対策のため、自動車事故対策機構福岡主管支所が開催する講習会の案内を行った。

表 2 令和4年度運行管理者試験対策講座

	開催日	開催会場
第1回	令和4年7月30日	福岡商工会議所
第2回	令和5年1月27日	福岡県トラック総合会館

(2) 通達情報等の会員への連絡について

福岡運輸支局および日本バス協会からの通達情報等について、もれなく速やかに会員への連絡等を図った。